

岩手県議会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

岩手県議会議長 渡辺 幸 貫

岩手県議会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令

岩手県議会事務局職員服務規程（昭和44年岩手県議会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

様式第11号を次のように改める。

様式第11号（第16条関係）

復 命 書

第1ガイド 第2ガイド 第3ガイド ファイル名	決 裁 年 月 日	発 送 年 月 日
文 書 番 号		/
文 書 日 付		
起 案 年 月 日 電 話 所 属 職・氏名		
標 題		(復命)
このことについて、次のとおり復命します。		
(要旨等) 1 復命者職・氏名・印 2 出張期間 年 月 日から 年 月 日まで 3 用務 4 用務先 5 受命事項 6 復命要旨及び関連特記事項 7 主要資料名		
(回議) 議 長 事務局長 次 長 課 長 担当課長 課 員 (合議)		
取 扱 区 分	重要、例規、要県報登載、公印省略、その他 ()	
発 送 区 分	速達、書留、ファックス、メール、掲示板 ()、その他 ()	

備考 回議欄は、適宜変更することができます。

(A4)

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。